

議員提出議案第15号

杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年9月13日

提出者	杉並区議会議員	小松	久子
	同	奥山	たえこ
	同	市橋	綾子
	同	すぐろ	奈緒
	同	そね	文子

杉並区議会議長 藤本 なおや 様

杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表選挙管理委員会の項中「月額 242,000円」を「日額 30,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（提案理由）

選挙管理委員の報酬の額を改定する必要がある。